

【長与町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	3,415	3,417	3,763	3,820	3,857
② 予備機を含む 整備上限台数		3,929 台			
③ 整備台数 (予備機除く)		3,417 台			
④ ③のうち 基金事業によるもの		3,417 台			
⑤ 累積更新率		100.00%			
⑥ 予備機整備台数		483 台			
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの		483 台			
⑧ 予備機整備率		14.1%			
※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する					

(端末の整備・更新計画の考え方)

利用開始から5年を経過した端末を令和8年度に更新を行うため令和7年度に一括購入を行い整備を進めていく。

令和8年度以降、区画整理や団地開発の完了により、児童生徒数の増加が見込まれるが、現在のところ、予備機の整備により児童生徒への影響はないものと見込んでいる。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数:3,600 台

○処分方法

- ・学校や庁舎内、公共施設の利用者用端末として再利用 :100 台(※)
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託:3,500 台(※)

※処分前に再利用の価値があると判断した場合には台数の数量を変更する。

○端末のデータの消去方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ委託する

○スケジュール

令和8年3月 新規購入端末の使用開始

令和8年6月 処分事業者 選定

令和8年8月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

再使用・再資源化にあたって端末毎にデータ消去完了証明書の提出を要件とする。